

覚 書

警察庁丁総発第67号
空 関 第 1 7 号
平成8年3月8日

警察庁長官官房総務課長

奥村 萬壽雄



運輸省航空局飛行場部関西国際空港課長

鈴木 久泰



関西国際空港株式会社法第3条第1項の規定による基本計画（以下「基本計画」という。）を運輸大臣が定めるに当たり、警察庁と運輸省は下記のとおり了解する。

記

1. 平成8年2月23日付け覚書（警察庁丙総発第8号、運輸省空総第2010号）第2項の「ハイジャック、飛行場又は航空保安施設の破壊等の航空の危険を生じせしめる犯罪及び飛行場又は航空保安施設建設の妨害を目的とする違法行為の抑止、鎮圧のための施設の積極的整備」は、関西国際空港を設置する上で、基本計画6（1）に準ずる重要性を有するものであること。
2. 関西国際空港に関し、航空法第38条第2項（同法第43条第2項で準用される場合を含む。）の「申請書」の内容及び関西国際空港株式会社法第17条の「事業計画」は、前項の覚書第3項の「計画」に当たるものであること。
3. 昭和59年2月25日付け覚書（警察庁丙企発第3号、空計第36号）の了解が有効に存続するものであること。

この場合において、記2の「昭和56年12月10日付け覚書（警察庁丙企発第16号、空総第2045号）」とあるのは「平成8年2月23日付け覚書（警察庁丙総発第8号、運輸省空総第2010号）」と、記3の「昭和56年12月10日付け覚書」とあるのは「平成8年2月23日付け覚書」とそれぞれ読み替えるものとする。



覚 書

警察庁丙総発第8号
運輸省空総第2010号
平成8年2月23日

警察庁長官官房長

菅沼 清高



運輸省航空局長

黒野 匡彦



空港整備五箇年計画（平成8年度～12年度）の閣議了解に際し、警察庁と運輸省は、下記のとおり了解する。

記

1. 運輸省は、空港整備五箇年計画（平成8年度～12年度）の閣議決定案の作成に当たっては、他の省庁に先立って、十分な時間的余裕をもって警察庁と調整を行うものとする。
2. 運輸省は、平成3年11月28日付警察庁丙企発第23号、運輸省空総第2043号の覚書1.の趣旨を踏まえ、引き続き、ハイジャック、飛行場又は航空保安施設の破壊等の航空の危険を生じせしめる犯罪及び飛行場又は航空保安施設建設の妨害を目的とする違法行為の抑止、鎮圧のための施設の積極的整備に努めるものとする。
3. (1) 運輸省は、平成3年11月28日付警察庁丙企発第23号、運輸省空総第2043号の覚書2.(1)の趣旨を踏まえ、引き続き、新東京国際空港、東京国際空港、関西国際空港その他一般空港の整備に係る計画の立案及び事業の実施に際しては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁又は関係都道府県警察に十分な協議を行うものとする。
(2) 運輸省は、平成3年11月28日付警察庁丙企発第23号、運輸省空総第2043号の覚書2.(2)の趣旨を踏まえ、引き続き、上記(1)の空港の設置又は管理を行う者（国を除く。）に対し、上記(1)の計画の立案及び事業の実施に当たっては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁又は関係都道府県警察と協議するよう十分指導するものとする。



4. 警察庁と運輸省は、空港の整備に伴い必要となる空港及びその周辺地域並びに航空機に係る公共の安全と秩序の維持に関する事業（都道府県警察において行うこれらの事業に要する経費に充てるための補助金等の交付を含む。）に要する国の経費の支出及び空港整備事業の実施に関する手続きの在り方について、平成3年11月28日付警察庁丙企発第23号、運輸省空総第2043号の覚書3. を再確認するとともに、これまでの対応に引き続き検討協議を行うものとする。



5. 警察庁と運輸省は、関西国際空港の整備に当たって、平成3年11月28日付警察庁丙企発第23号、運輸省空総第2043号の覚書4. を再確認するとともに、これまでの対応に引き続き必要な警察力の整備に関する経費について検討協議を行うものとする。

6. 運輸省は、平成3年11月28日付警察庁丙企発第23号、運輸省空総第2043号の覚書5. の趣旨を踏まえ、引き続き、警察関係から航空審議会の委員を選任するものとする。

覚 書

警察庁丙企発第 3号
空 計 第36号
昭和59年2月25日

警察庁長官官房長 太田 壽郎



運輸省航空局長 山本 長



警察庁と運輸省は、関西国際空港株式会社法案を国会に提出するに際し、下記のとおり了解する。

記

- 1 関西国際空港株式会社法第3条第1項の基本計画を定める場合には、運輸省は、事前に十分な時間的余裕をもつて、警察庁に協議するものとする。

- 2 関西国際空港の整備に当たっては、昭和56年12月10日付け覚書（警察庁丙企発第16号、空総第2045号）の趣旨に基づき、必要な警察力の整備に要する経費について、今後、両省庁間で検討するものとする。
- 3 警察庁と運輸省は、関西国際空港の整備に関し、上記2の昭和56年12月10日付け覚書を再確認する。